

平成29年3月

各 位

ひたちなか市総務部管財課

工事請負及び設計等業務委託標準約款の改正について

破産法（平成16年法律第75号）等に基づく解除により、受注者とその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合の違約金について、下記のとおり標準約款を改正します。

記

工事請負標準約款の一部（第44条の2）を追加
設計等業務委託標準約款の一部（第42条の2）を追加

追加された条項は以下のとおりです。

（契約が解除された場合等の違約金）

第44条の2（第42条の2）

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（1） 前条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（2） 受注者とその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するものとみなす。

（1） 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（2） 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

（3） 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。